

## 下請報告を怠った場合の指名停止の運用について

公共工事を受注した建設業者が、下請契約を締結した場合は、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされています。（民間工事においては、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が※5,000万円（建築一式工事にあつては、※8,000万円）以上となった場合に、作成します。）

なお、県発注工事では、変更後の書類の写しの提出が無いときは、青森県建設業者等指名停止要領運用基準の措置要件「(契約違反) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合」に該当し、指名停止の措置を行うこととしているので、金額変更に係る下請契約書等の写しを、必ず発注機関（監督員）へ提出してください。

※令和7年2月1日から、建設業法施行令の改正により金額が変更されています。

### 下請報告：施工体制台帳及び施工体系図について

#### ■対象工事

当該工事を施工するために下請契約を締結した工事

#### ■施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時に遅滞なく行わなければならない。

#### ■提出書類

- 施工体制台帳・・・様式（20）及び様式（20-1）、様式（20-2）及び様式（20-3）

##### ◎添付書類

- ①発注者との契約書の写し
- ②下請契約書等の写し（約款等の写しを含む。）
- ③配置技術者の資格を有することを証する書類の写し（元請及び下請業者）
- ④配置技術者との雇用関係を証する書面の写し（元請及び下請業者）
- ⑤一次下請契約に係る見積書の写し（県発注工事の場合）※法定福利費を内訳明示した

##### もの

- 施工体系図・・・様式（20-4）
- 作業員名簿・・・様式（20-5）

#### 注）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

◇国土交通省ホームページより

関係通達等

【施工体制台帳の作成等について（通知）】令和4年12月28日最終改正：国不建第466～467号

（参照）[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000180.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html)

公共工事の入札契約制度

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律】平成12年法律第127号

（参照）[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000169.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000169.html)

◇青森県庁ウェブサイト 県土整備部 整備企画課 ページより

『施工体制点検要領』施工技術者の適切な配置・一括下請負等の不正行為の排除の取り組み

【施工体制点検要領（令和7年4月1日以降の点検から適用）】

【施工体制台帳の作成・提出における参考資料】

（参照）<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html>

◇青森県建設業ポータルサイト

入札制度≫規則・要領等

【青森県建設業者等指名停止要領運用基準】

（参考）[https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/bid\\_rule.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/bid_rule.html)

様式集≫建設工事・建設関連業務の様式≫建設工事

（2）契約してから必要な様式

【施工体制台帳及び施工体系図】

（参照）[https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style\\_kouji.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style_kouji.html)